

① 扶養親族(異動)認定申請書

# 目次

② 家賃補助手当(異動)申請書

③ 通勤届(職員・月額)(日額・時間給)

◆ 各種手当の支給締切について

### ⚠ 扶養親族(異動)認定申請書

#### 扶養親族(異動)認定申請書

社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 理事長 様

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則第15条の規定に基づき、扶養の実情を届け出ます。

職員番号及び氏名

扶養親族 氏名	職員 との 続柄	生年月日	年齢	同居 別居 の別	職業	所得の 種類及び 月収	障害の事実 (有・無)	区分	備考(異動の場 は異動事項及び 年月日)
								* * * * * *	

決定欄 下記のとおり決定してよろしいか

	(1)配偶者	(2)~(4)	(2)~(4)のうち	(2)~(4)のうち	(2)~(4)のうち	扶養親族である子で
		扶養親族2人まで	配偶者が扶養親族	配偶者がいない	3人目以降	『特定期間』である者
	10,000円	6,000円/人	でない場合1人は	場合1人は		
			6,500円	140	5,000円/人	5,000円/人 加算
従前の人数						
変更後の人数						

月から

月まで

【精算額】

扶養手当 月額

年 月から

円 支給

事務局長	総務課長	管理者等	担当	

・事実の生じた日の属する月の翌月(初日である ときは その日)

・ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過 した後にされた時は、受理した日の属する月の 翌月(初日であるときは、その月)

### 【申請対象者】

- ①配偶者 【事実婚含】
- ②子 【 22歳未満及び22歳到達日以後最初の3月31日 までにある子】
- 360歳以上にある父母
- ④弟妹 【 22歳未満及び22歳到達日以後最初の3月31日 までにある者】

上記❶配偶者 → 10,000円

上記2~4子、父母、弟妹 ➡ 1人につき 5,000円(原則)

上記2~4子、父母、弟妹 → 2人まで 6,000円

上記2~4のうち配偶者が扶養親族でない場合 → 1人は6,500円

上記2~4のうち配偶者がいない場合 → 1人は14,500円

上記2~4のうち3人目以降 → 5,000円 / 人

\*特定期間 → 5,000円加算 / 人 【 扶養親族たる子 ➡ 15歳到達日後最初の4月1日から22歳到達日以 後最初の3月31日までの間】

# ●扶養親族 【異動】の届出について



## ご家族の状況を充分把握し、正しい申請・受給をお願いします。

③ 家族手当を受給している扶養親族のうち、満15歳に達する日後最初の4月1日から、満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、特定期間に該当します。特定期間の該当・非該当についても申請書類のご提出にご協力をお願いします!



# 家族手当の受給(特定期間)が終了する



健康保険の被扶養者から 除外される訳ではありません



### 協会健保HPより抜粋【参照】

★被扶養者として認定を受けるためには、主として被保険者の収入による生計維持要件を満たしていることが必要です。

#### 【認定対象者が被保険者と同一世帯の場合】

認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であり、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

なお、上記に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であり、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、その世帯の生計の状況を果たしていると認められ、被扶養者となる場合があります。

#### 【認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合】

認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)で、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、被扶養者となります。

#### 2 家賃補助手当(異動)申請書

#### 家賃補助手当(異動)申請書

		理	長様										
	土会福祉法人・ 下記のとおり届		<b>晶祉事業団</b>	職員給与	規則第16条	€の規定は	基づき	、自ら	居住する	る為の	住宅	について、	<b>,</b>
	令和 年	■			所属施設	名							
					現住所	₸ : : : : :							
(1	,				職員番号	及び氏名							
主たる届出理	**下記の該当事 1 新規 2 家賃額( 3 居住地( 4 その他(	の変更 の変更	ください	住宅の区分	ウ. 公営	申請者本力 該当の場合 なの借家 住宅 家・配偶者	、名義の位 、下記(2 イ. 住写 エ. まが	主宅の場 2)欄に記 名公団・ かない	合、Oを う う う い こ な 社 の 1 下 宿	ざさい 賃貸住 カ. 業	E宅	)家に同居	
由	上記事実の	発生年月日		( M )	7. 70	TE (							
	令和 4	<b>手</b> 月		(備考)									
	)※(1)欄の 主宅の貸主	うちア〜エに (住所) (氏名)	該当の場合	合に記入し	てください								
Æ	主宅の名義上												
	の借主 契約期間	年	月	日 ~	年	月			約期間の		. (	年毎の更新)	
	入居日		年	月	B				<del>////</del>	78		牛母の支制/	
		[賃料]		7	[共益費]		門		【合計】			H	
	家賃等月額	※世帯収入の	増減による質	質料の変動	(無)・	有)						_	
		<ul><li>毎月決まって</li></ul>	支払うもののう	5ち上記以外	(例、駐車場作	代・定額払の	水道光熱	費・自治	会費等)	は支払	額に含	きみません	
	(上記内容の確 (家賃補助手当)							写し(全	ページ)	を添付	して下	うさい	
<b>*</b> 2	去人事務局総務部	<b>#使用欄※</b>											
- 事	実の生じた日の属 だし、届出が事実の	する月の翌月(初	日であるときは		、受理した日の	属する月の	翌月(初日	であると	きは、その)	用)			
	を欄 下記のとおり		いか。										
家	賃補助手当 月標 年 月	領 支給分から		【精算額】		年 年	月分	まで				受付印	1
			支給					円					

管理者等

#### 【申請対象者】

主として生計を維持する者であり、自らが居住するために借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っていること

### 【家賃補助手当の額 】

以下のいずれかの計算で算出される額【 100円未満の端数切捨 】

- ①月額31,500円以下の家賃 ➡ 家賃-12,000円
- ②月額31,500円超家賃
  - ➡ [(家賃-31,500円)×1/2]\*+19,500円
  - \* 但し、16,000円を超える場合は、16,000円

#### 例

#### 家賃の月額 51,500円 / 月 の場合

 $(51, 500-31, 500) \times 1/2+19, 500=29, 500$ 

29,500円 / 月 支給

# ②家賃補助手当 【異動】の届出について



#### 通勤届(職員·月額) (日額·時間給)

#### (職員・月額)

社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 理事長 様

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則第17条及び社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員 就業規則第40条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

所属施設名

その名称及び

			「戦員番号及び氏	4			FI	<u> </u>
主た	1 新規(異動の場合を含む) 2 住居の変更	順路	通勤方法の別 (交通機関名)	区間	所要時間 (概算)	定期代(公共交通	機関)	備考
届	3 通勤経路の変更 4 通勤方法の変更 5 運賃等の負担額の変更	Ψ.		自宅 ~	分			
事由	上記事実の発生年月日 令和 年 月 日	2		~	分		_	1
- (	実の生じた日の属する月の翌月 初日であるときは、その月) だし、届出が事実の生じた日から	3		~	分			
理	日を経過した後にされた時は、受 した日の属する月の翌月 初日であるときは、その月)	4		~	分			
理	勤経路は通勤途上災害発生時の"合 的な通勤経路"の参考にします。正 に記入して下さい。	5		~	分			
通勤	助経路の略図(黒ボールペンで) /実	際に	通る経路(赤ボールペン	(で) 記入するこ	٤	他に利用しう	ł	機関がある場合

※Web上から地図を印刷し、貼付け可。実際に通る経路を赤ボールベンで記入。

※通勤手当額決定に使用する通勤距離は経済的かつ効率的な最短距離とする為、事務局にて算出し

東定欄 下記のとおり決定して	よろしいか。			
<b>通勤手当の額</b>				
給与規則第17条に定める	(例)交通用具使用			
7 片道2km~5km未満 2,000	円 オ 片道20km~25km:	未満 12,900円	ケ 片道40km	~45km未満 24,400円
イ 片道5km~10km未満 4,200	円 カ 片道25km~30km:	未満 15,800円	コ 片道45km	~50km未満 26,200円
ゥ 片道10km~15km未満 7,100	円 + 片道30km~35km:	未満 18,700円	サ 片道50km	~55km未満 28,000円
ェ 片道15km~20km未満 10,000	円 り 片道35km~40km	未満 21,550円	シ 片道55kmJ	以上 31,600円
通勤手当月額		精算金額	年	月から
年 月から	ヶ月			
	円支給		年	月まで
				m m
				<b>哥</b> 付 I

	事務局長	総務課長	管理者等	担当
÷				
٠.				

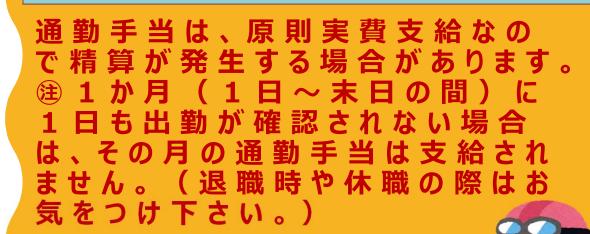
#### 【通勤手当】

- ❶職員【 交通機関等を使用の場合 】 運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる 通常の通勤の経路及び方法により算出した額を支給 【1月あたり55,000円を超える場合は上限55,000円】
- 2職員【 交通用具を使用の場合 】 自動車等の使用距離が片道2 km以上の場合に支給 交通用具を使用する場合は、左下一覧のように距離に応じて支給
- ❸日額・時給契約社員【通勤届(日額・時間給)を提出して下さい】 交通機関利用の場合は、2km以上の場合は、800円以内/日 交通用具利用の場合は、100円/日 を支給。 通勤距離が2km未満の場合は支給されない。

# ❸通勤届について

公共交通機関を利用して通勤される方

4月給与 → 4月~9月 6か月分 支給 10月給与 → 10月~3月 6か月分 支給 通知文書の期限を守り、写しを提出して下さい。







❷ 各種手当の支給締切について

下記手当については、事実が生じた日の属する月の翌月(事実発生日が初日であるときは当月)より変更

但し、事実発生日から15日経過後に届出があった場合は、受理日の属する月の翌月(受理日が初日であるときはその月)より変更



扶養親族(異動)認定申請書

給与規則第15条



家賃補助手当(異動)申請書

給与規則第16条



通勤届

給与規則第17条

契約社員就業規則 第40条